

育児・介護休業法

男性向け「産休」最大で4週間、2回に分けて取得可能に。

男性が子育ての休みを取りやすい環境づくりのため、
育児介護休業法改正が3日衆院本会議で可決、成立しました。



改正のポイント...

① 男性用の出生時育休(産休)の新設。

男性が、出生時や里帰りのタイミング等に柔軟に休みを取得できるよう、
産後8週間を対象に最大4週間、2回に分けて取得可能に。
本人が希望すれば、一定の就業を認める(所定の半分を上限と概予定)。

② 男女問わず、育児休業を2回に分割して取得可能に。

女性の職場復帰の際など、夫婦で交代して育休の取得を
可能にすることにより、子育てと仕事の両立を図る目的とのこと。

③ 働いて1年未満の非正規雇用者でも育休取得可能に。

④ 産休や育休制度の周知や、取得意向の確認を企業側に義務づける。

企業や性別ごとの温度差をなくし、等しく育児休業を取得できるよう、
企業側に「努力義務」ではなく「義務化」とする。

また、1000人を超える大企業に育休取得率の公表を求める。

政府は、今改正案は22年度からの施行を目指すとのこと。これまで
以上に柔軟性が高まる為、企業側は準備、運用整備を今から進める必要がありです。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまで「連絡くださいませ。」